

広報あびこ

10 月の納税

町民・県民税の 3 期分です

10月31日午前9時から午後3時まで、興陽寺で出張納税事務を行いますので、ご利用ください。

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話(あびこ) 42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日 1部2円

農業構造改善事業 近代農業への一歩 機械化による労力を二毛作へ

去る十月六日午前十時から湖北小学校校庭において関東農政局を始め関係官等多数の来賓の臨席を得て中津地区及び日秀、中里地区の農業構造改善事業合同起工式が盛大に行なわれました。今日は、この農業構造改善事業についてお話しいたします。

農業構造改善事業とは、農業経営の発展を図るため多くの農家が自立経営できるように育成することに基づいて相続の場合の農業基本法は、最近の重要性を強調して、農業の重要な経済的設備を設けることなど、農業協同組合が共同利用施設を設置すること、農業経営者の協同組織を整備しようとするもので、暗きよ排水事業を行ない、二毛作など、土地の高度利用により、水稲の増収、野菜ハウスの設置をはかる予定です。

この地区は手賀沼土地改良区の受益地域であり、昭和三十一年に団体営圃場整備事業として区画整理が行なわれていました。この地域は沼沿岸と谷津田のため、全般的に地下水位が高く、溜田のため、今回の構造改善事業により暗きよ排水事業を行ない、二毛作など、土地の高度利用により、水稲の増収、野菜ハウスの設置をはかる予定です。

暗きよ排水工事の規模は五・六・四ヘクタールで、集水きよ一〇・六二メートル吸水きよ、工事費一四〇〇万円をかけて来年二月中旬に単年度において完成する予定です。なお、工費一四〇〇万の内、七十パーセントを国庫、県費の助成を受けて行なう予定です。

この地区は、利根川沿岸耕地であり、利根川の水位が上昇した場合、外水を防ぐため、暗きよ排水事業により、暗きよ排水事業を行ない、二毛作など、土地の高度利用により、水稲の増収、野菜ハウスの設置をはかる予定です。

この事業の完成にともない、大型機械の導入、野菜ハウスを主体とした二毛作により、機械化農業を行ない、労働力の節減と農業経営の合理化を図るものです。

この地区は、利根川沿岸耕地であり、利根川の水位が上昇した場合、外水を防ぐため、暗きよ排水事業により、暗きよ排水事業を行ない、二毛作など、土地の高度利用により、水稲の増収、野菜ハウスの設置をはかる予定です。

この地区は、利根川沿岸耕地であり、利根川の水位が上昇した場合、外水を防ぐため、暗きよ排水事業により、暗きよ排水事業を行ない、二毛作など、土地の高度利用により、水稲の増収、野菜ハウスの設置をはかる予定です。

秋の町民野球組合せ

23日から町営球場で
Aプロテック①ファイターズ対エングルス②保緑区対日舞③日立精機対ハリケーン④興心塾対役場⑤の勝者対電研あびこ⑥の勝者対スターズ⑦の勝者対サイラス⑧の勝者対レイパーズ⑨の勝者対増田⑩の勝者対日舞⑪の勝者対製作所⑫の勝者対サンライズ⑬の勝者対やわら。



写真は……農業構造改善事業の鎮入式

十一月一日から三十日まで 申告所得税の納期

十一月は申告所得税第二期です。十一月一日から十一月三十日まで、近くの銀行、郵便局または、税務署に納めてください。

資産税相談

資産税相談官が、一般に私たちにむずかしいと思われる課税所得税、相続税、贈与税などについて、私たちの身になって解らないうことを相談し、助言してまいりますので、ご利用ください。

〇十月二十四日午前十時から三時まで、商工会館

十一月から講座開設 受講希望者は公民館へ

九月に公民館の開館式を行ない、いろいろな講座を計画していましたが、十一月から次のように行なう予定です。なお、当分のあいだ資格人数などの制限はありませんので、ご利用ください。

一、受講料は無料
二、講座によっては、材料費の実費負担があります
三、申込方法は、ハガキ、電話、口頭のいずれでも結構です。住所、氏名、年齢と希望講座をお知らせください。
四、申込先は、教育委員会
五、申込期日は十一月三十日まで

青年教室

農業講座
期日 十二月二日
期日 十二月三日
内容 水稲、蔬菜園芸花き園芸について

園芸講座

期日 十一月二日
期日 十一月三日
内容 花の作り方
趣味の講座
期日 十一月三日
期日 十一月三日

自動車整備講座

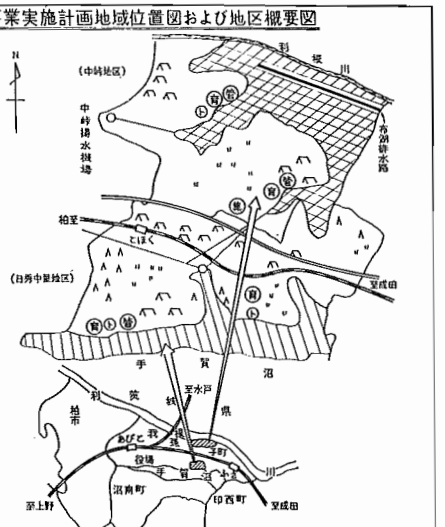
期日 十一月三日
期日 毎週土曜日
内容 午後六時三十分から午後八時三十分まで
スボール教室

成人教室

期日 十一月三日
期日 毎週日曜日 午後

資産税相談

期日 毎週火曜日 午後一時から三時まで
内容 各種手芸
華道講座
期日 十一月三日
期日 毎週土曜日 午後一時から三時まで
内容 華道の初歩からスボール教室



種別	田	畑	水田	山林	農地	宅地	商業地	工業地	その他
区画整理	●	○	△	□	◇	◇	◇	◇	◇
暗きよ排水	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業講座	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青年教室	○	○	○	○	○	○	○	○	○
園芸講座	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
成人教室	○	○	○	○	○	○	○	○	○

商業講座

期日 十一月三日
期日 十一月三日
内容 簿記、珠算、商店経営一般

書道講座

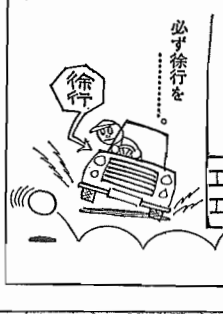
期日 十一月三日
期日 十一月三日
内容 十一月三日から午後六時三十分から午後八時三十分まで

婦人教室

期日 十一月三日
期日 十一月三日
内容 十一月三日から午後六時三十分から午後八時三十分まで

手芸講座

期日 十一月三日
期日 十一月三日
内容 十一月三日から午後六時三十分から午後八時三十分まで



正しい申告納税に 青色申告の特典

所得税は、納税者が自分で所得を計算して、その所得に対する税金を納める申告納税制度になっています。自分で毎日の取引を、正しく帳簿につけ、正しい申告納税をする青色申告者については、いろいろな特典があります。

① どのような所得がある人が青色申告できるか
 (一) 事業所得(建設業、製造業、卸売業、小売業、金業、飲食店業、運送業、医療保健業、サービス業)のある人
 (二) 不動産所得(土地や建物などの不動産の貸付)のある人

② 青色申告の特典
 (一) 青色申告者の特典に支払った給与のうち、一定額を限度として必要経費とすることが出来る。
 (二) 年末の売掛金、未収金

十月十六日から二十日までには、葉と雑草の週間で済むこと、葉の正しい知識と適正な使い方によって、国民の健康衛生の向上に寄与することを目的としております。

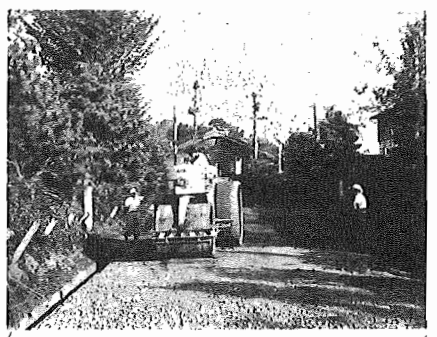
近年、医学、薬学の進歩によって、年々新しい薬が数多く出回っていますが、わたくしらが日常生活を営むうえで、大きな役割を果たしている、毎日多数の人々が使っていますが、正しい知識、正しい使い方を覚えてこそ葉の効果も期待できるのです。

四十二年産米 等外・規格外の取扱

昭和三十九年度産の等外および規格外の米穀について、事前売渡申込制の対象に指定され、政府の買入れ価格が別表のように定められました。

なお、別表以外の等外米、および規格外米(特定低品位米)については、

種類	買入価格	規格
正米	3.003	6.006
等外上・玄米	3.366	6.731
水分30%以下	3.303	6.606
水分30%以上	3.178	6.356
調製米(調製米)	3.248	6.496
うるち米(うるち米)	3.083	6.166
発芽米(発芽米)	3.003	6.006



写真は、湖北小学校と湖北中学校の間の町道舗装工事をしているところです。

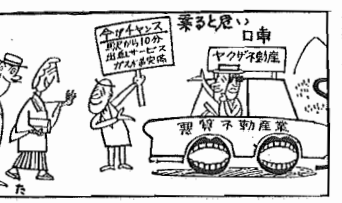
とっさの手当と 家庭の看護 (7)

また、くれぐれも注意したいのは、くすりの乱用によるものです。くすりには一度に二回分三回分も服んだら駄目です。早くよく有害の場合が多いです。

くすりの保管法
 家庭常備薬の保管は貯蔵の環境をよくし、貯蔵注意書で注意してあるものは、その通りにします。また、買った日や使用方を記録しておくことと便利では、一般的に注意としては

くすりの効果は、分けて効果はなくなりました。古くは「オキシフル」「ヨードチンキ」「マキキョロ」(赤チン)は無刺戟なもので子供に適用する。手指や器材の消毒に「消毒用アルコール」「逆性石鹼」

応急手当をするにも、肝心の薬品や衛生用具がないのではどうにもならないし、そうでもなくとも、医者に診てもらってもない限り、軽い体の不調、小さな怪我などに備えて、最小限度のくすりや衛生用具を家庭に常備することが必要です。また、そうしておくのが大変便利で、



危険な犬の放し飼いは、狂犬病予防注射の実施。定低品位米として承認を得るための手続き、その他不明の点については、食糧事務所へ連絡されるようお願いいたします。

大の狂犬病予防注射も登録もしないで放し飼いは、危険なことです。狂犬病にかかると、人も動物も絶対に治りません。秋の二回の狂犬病予防注射のために、春、秋二回の狂犬病予防注射を行なっていただきます。

狂犬病予防注射日程表

月日	曜日	場所	時間
10月24日	月	陽支寺	9.30~12.00
		陽支寺	13.30~15.30
		佐野	10.00~11.30
25日	火	下野	13.00~15.00
26日	水	下野	10.00~11.30
		下野	13.00~15.00
27日	木	下野	10.00~11.30
		下野	13.00~15.00
28日	金	下野	10.00~11.30
		下野	13.00~15.00
29日	土	下野	10.00~11.00

借地法の一部改正
 借地法などの法律の一部改正されました。これは借地、借家についての紛争が多いため、現行の法律の不備を改めたもので、借地法、借家法、建物保護法および民法の一部を改正したもので、建物に関する借地条件の変更など、裁判制度を新設したこと、賃借権の保護、転賃の承諾にかかわる許可の裁判制度を新設したこと、地代、家賃の増減請求の場合の法律関係の合理化したこと、居住用建物の賃借人が相続人なくして死亡した場合の借家関係などです。

今後は、これらの改正の中の一部を説明します。
 地代・家賃の増減請求に関する法律関係の明文化
 現在では、当事者の一方が相手方に地代、家賃の増減の請求をする、従来の地代、家賃は、適正額まで当然に増減されることになりましたが、適正額について争いが生ずると、結局、裁判によってその額が確定されるまで、適正額が明確でないこととなるため、請求後の地代、家賃の支払とこれに関連する借地契約の解除をめぐって、当事者に紛争を生ずることが少なくないのが実情です。

くすりの効果は、分けて効果はなくなりました。古くは「オキシフル」「ヨードチンキ」「マキキョロ」(赤チン)は無刺戟なもので子供に適用する。手指や器材の消毒に「消毒用アルコール」「逆性石鹼」

◎種痘検査一二期後期分

月日	会場	時間
11月14日	中時上青年館	13.30~15.00
"15日	布佐小	13.30~15.00
"16日	我第三小	13.30~15.00
"16日	我第三小	13.30~15.00
"17日	めばえ幼稚園	13.30~15.00
"18日	我第一小	13.30~15.00

◎種痘検査一二期後期分

月日	会場	時間
11月7日	中時上青年館	13.30~15.00
"8日	布佐小	13.30~15.00
"9日	我第三小	13.30~15.00
"9日	我第三小	13.30~15.00
"10日	めばえ幼稚園	13.30~15.00
"11日	我第一小	13.30~15.00

種痘の接種と検診の日程
 種痘の接種と検診を次の日程で行ないますので、該当者は近くの会場へおいでください。

昭和四十二年二月一日から昭和四十二年七月三十一日までには生れた乳児

生ワクチン接種日程表

月日	会場	時間
10月24日	中時上青年館	14時00分~15時00分
"25日	布佐小	"
"26日	二小	"
"27日	めばえ幼稚園	"
"31日	第一小	"

小児マヒ生ワクチン
 小児マヒ生ワクチン接種を、次の日程により行ないますので、該当者は通知書と母子手帳を忘れずに持参しておいでください。

◎該当者
 一期、昭和四十一年七月一日から昭和四十一年七月三十一日までの出生児(第二期目は昭和四十二年五月一日)

「教育映画」の夕べ
 視聴覚教育の一環として本年度教育映画の最優秀作品を集めて左記のとおり教育映画祭の夕べを開催いたしますので多数御参加ください。

記
 ▼日時 四十二年十月二十三日午後五時~七時三十分
 ▼場所 我孫子町中央公民館
 上映映画
 1 桜の四季
 2 わらしべ長者
 3 父、その愛
 4 青年

投票日程
 小児マヒ生ワクチン
 投票日程